

# 飼い主

## 事前の備え

- ・住まいの防災対策
- ・ペットのしつけと健康管理
- ・所有明示
- ・不妊、去勢処置
- ・避難用品や備蓄品の確保
- ・避難所でのペット受入の有無、避難ルート



## 初動対応

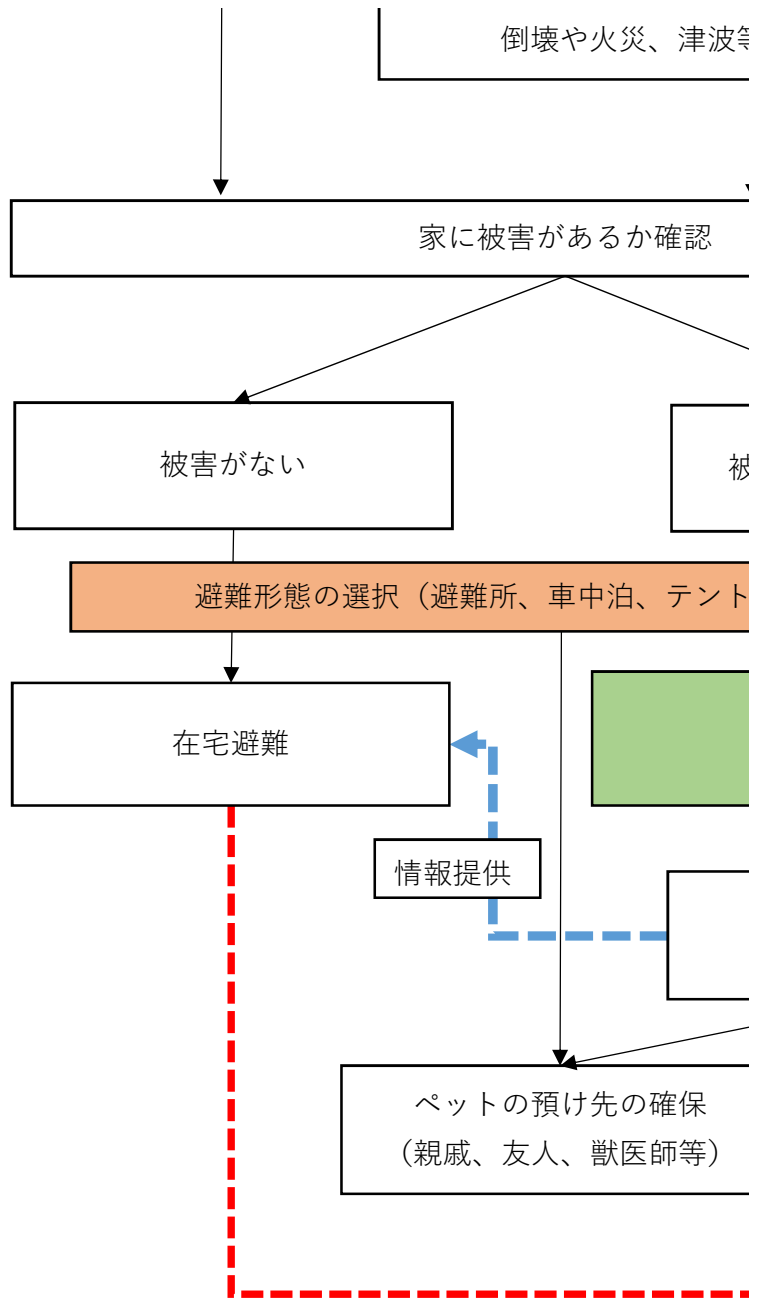
飼い主の安全確保・状況確認（火災・

危険がない

指定緊急

指定

避難



仮設住宅

注 1

注 2

の確認等

- ・ ペットの災害際策に
- ・ 災害時におけるペッ
- ・ 避難所、仮設住宅に
- ・ ボランティアの育成
- ・ 必要物資の備蓄・更
- ・ 義援金の募集方法の

# 発災

や非難指示等)

危険がある  
(倒壊・火災・津波等)

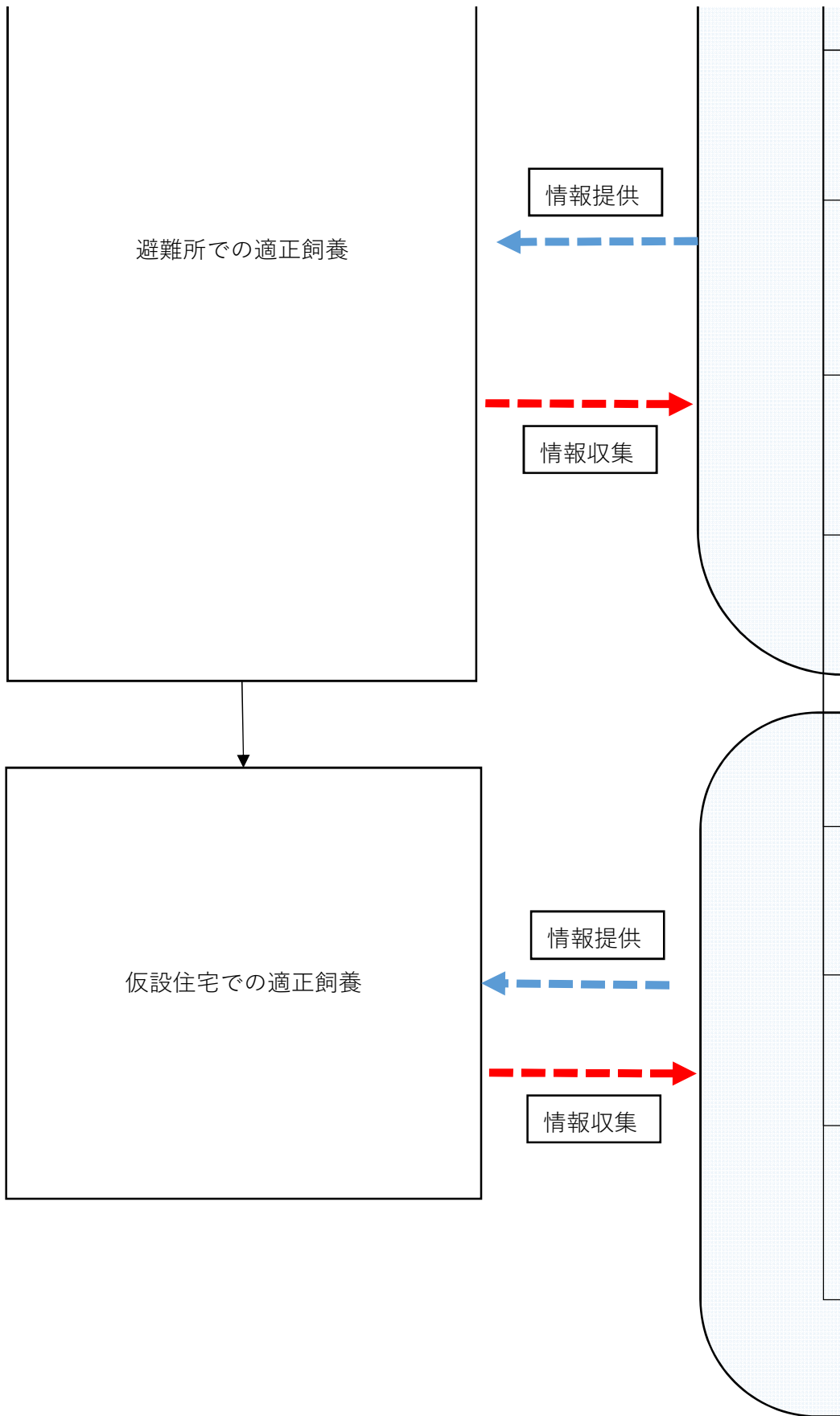
急避難場所へ向かう  
※注 1

定緊急避難場所

設置しない

※自治体は、  
な





避難所での適正飼養

情報提供

情報収集

仮設住宅での適正飼養

情報提供

情報収集

原則は飼い主の安全を確保した上での同行避難。外出中で離れている場合やペットが逃げ出して保護が必要なペットについての相談は「ペットに関する相談窓口」。

避難の形態は、災害の種類や地域の状況により大きく異なる。避難所利用、車中泊、テ別居の場合には、いずれの避難形態であっても、ペットの預け先の確保が必要となる。

---



# 自治体等

に関する飼い主への普及啓発・避難訓練

ペット対策に関する連携体制の整備（災害時協定、現地動物救護本部の体制、人におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市町村等との調整

等・連携体制の調整

更新

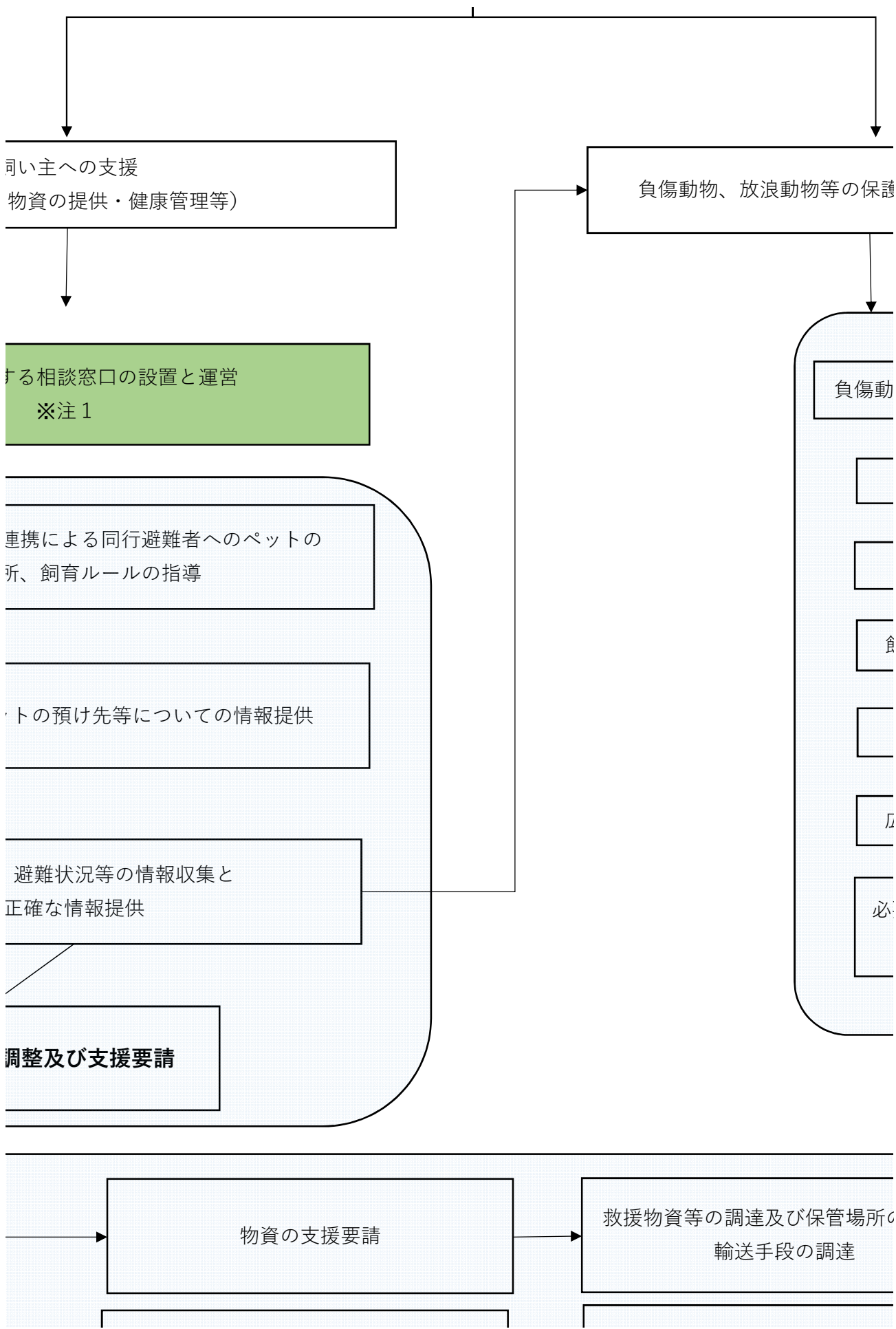
検討

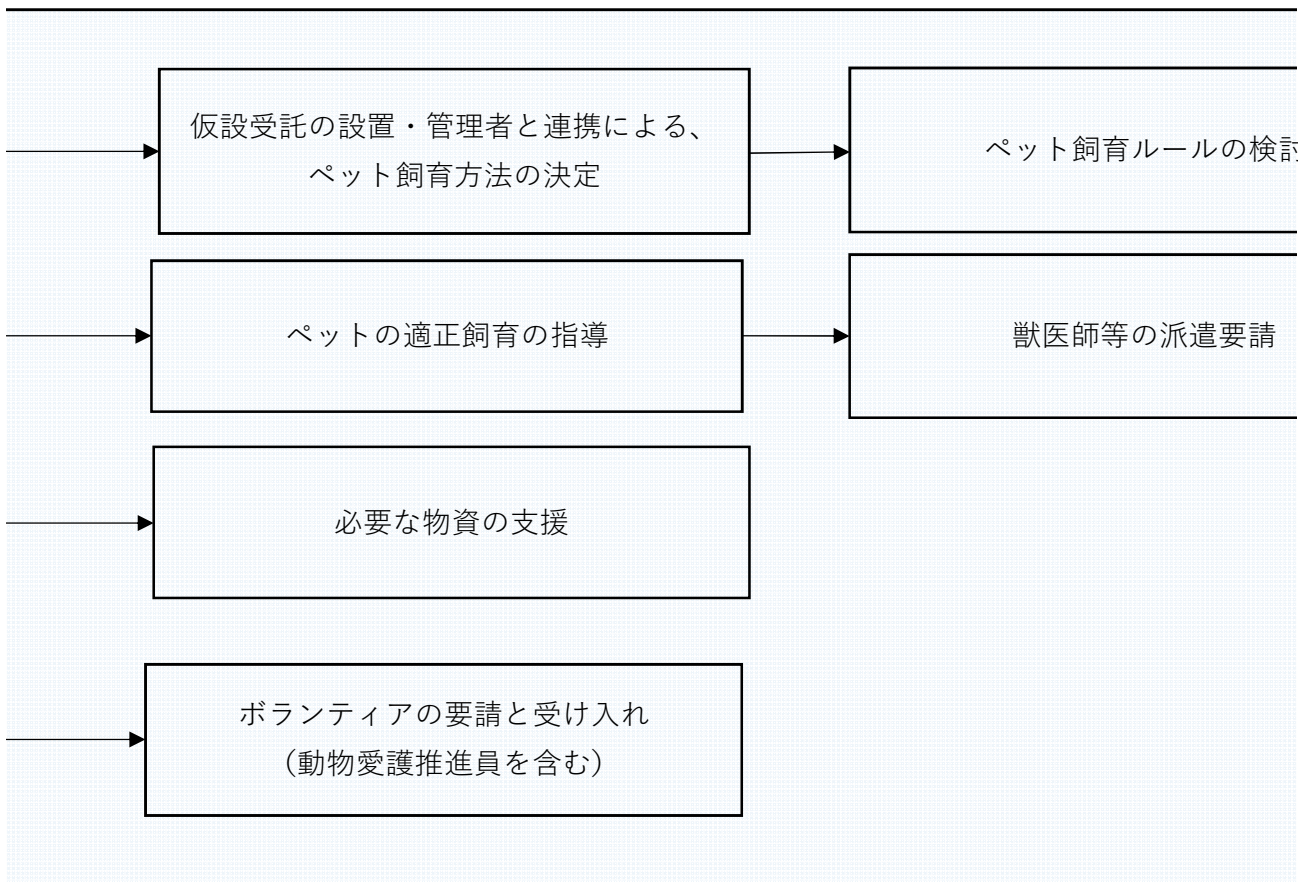
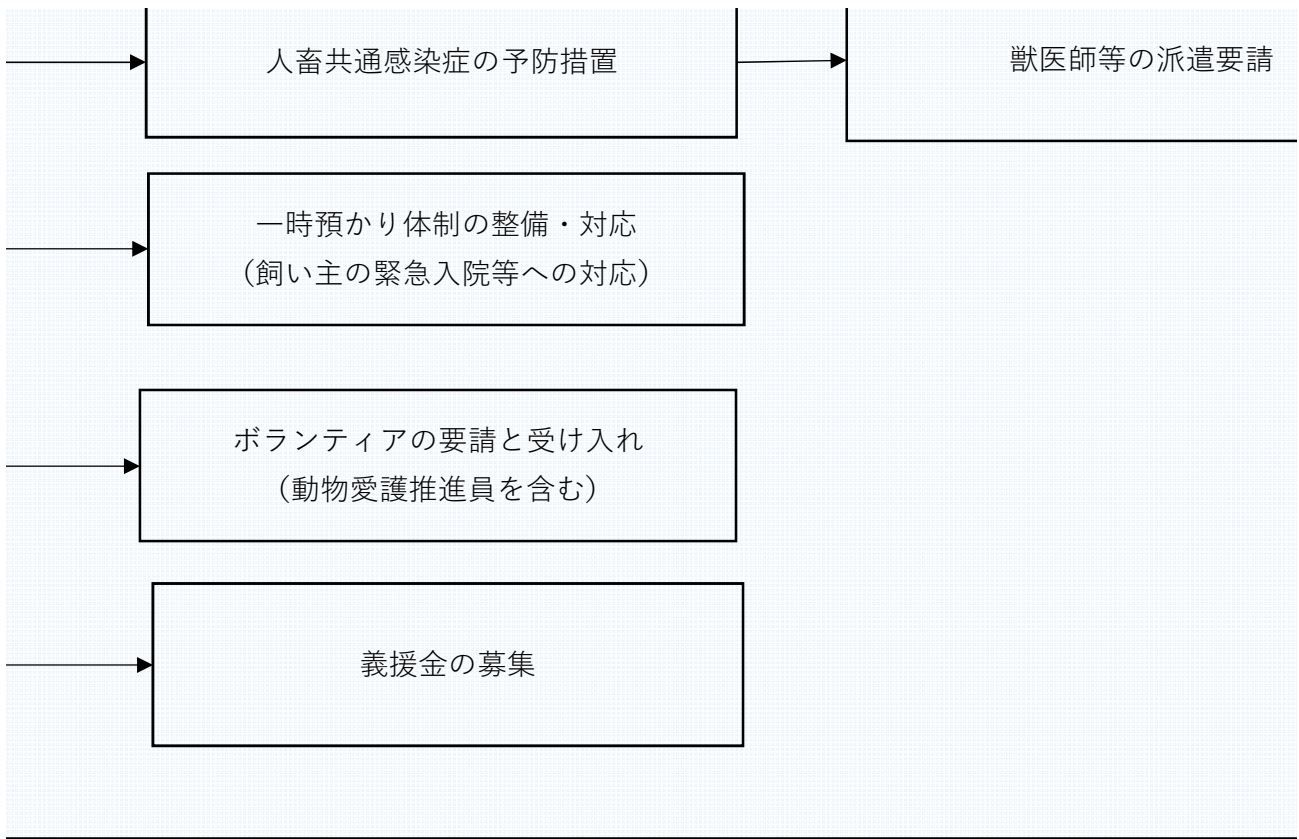
※

現地動物救護本部等の設置の検討

設置

、現地動物救護本部設置の有無に関わらず、以下の災害時におけるペット対策活動をおこな  
お、現地動物救護本部を設置した場合には、自治体は各構成団体と連携して活動する。





げだして見つからない等、同行が困難な場合には、飼い主の避難を優先する。

ント泊等が考えられるが、それぞれペットとの同居または別居となる。

、

---

材育成等)



置する

よう。

妻が必要な動物への対応

動物・放浪動物の救護

一時預かり

公示

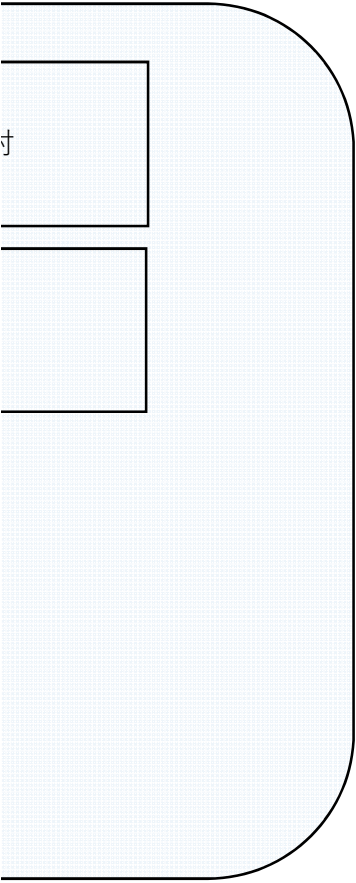
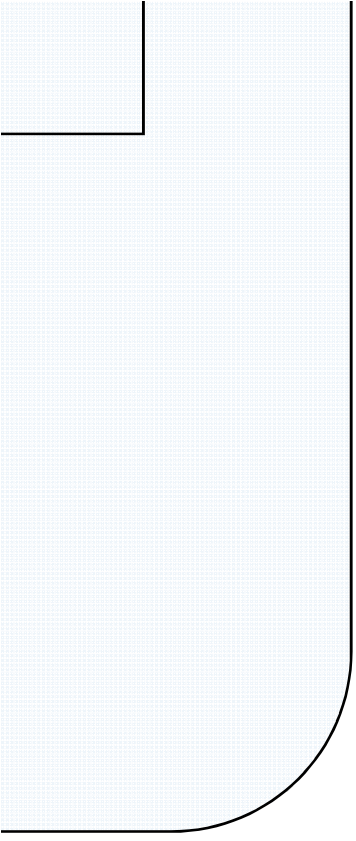
飼い主への返還

譲渡

広報・普及啓発

要に応じ動物救護施設の

の確保と



寸







事前の備え

飼い主

- ・住まいの防災対策
- ・ペットのしつけと健康管理
- ・ペットの所有者明示
- ・情報収集と避難訓練
- ・家族や地域住民との連携

飼い主用  
スターターキット  
があるとよい

本編Ⅱ 1.

自治体等

- ・ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発・避難訓練
- ・災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- ・指定避難所、応急仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市町村等との調整
- ・必要物資の備蓄・更新
- ・義援金の募集方法の検討

本編Ⅲ 1.

広域支援

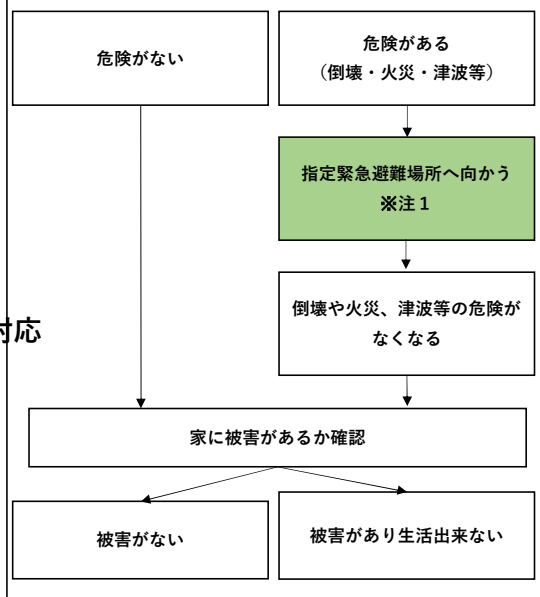
- ・ペットの災害対策における広域連携に係る避難訓練
- ・災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- ・ボランティアの育成・連携体制の調整
- ・必要物資の備蓄・更新
- ・義援金の募集方法の検討

本編Ⅲ 1.

発災

避難の判断

本編Ⅱ 2.



初動対応

災害発生時の初動対応

- ・被災者対応
- ・被害状況の把握
- ・現地動物救護本部等の設置の検討
- ・飼い主（ペットの飼養者）への支援

本編Ⅲ 2.

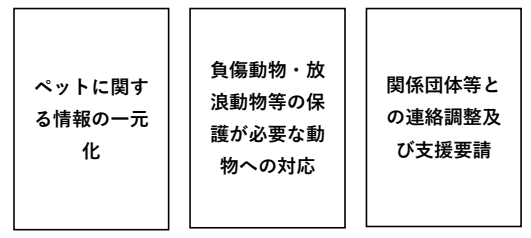
現地動物救護本部等の設置※注3

広域連携幹事県等による広域支援準備

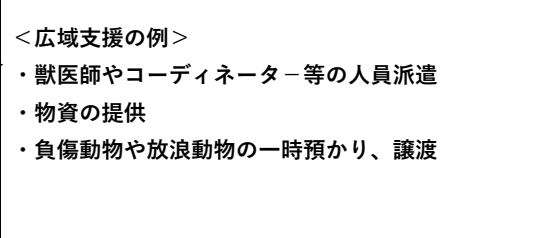
広域連携による外部本部立ち上げ※注4

災害時のペット対策

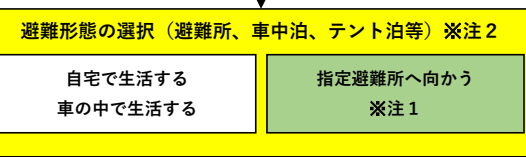
本編Ⅲ 3.



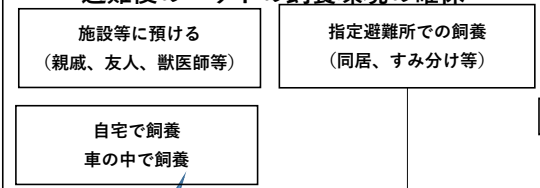
広域支援



避難



避難後のペットの飼養環境の確保

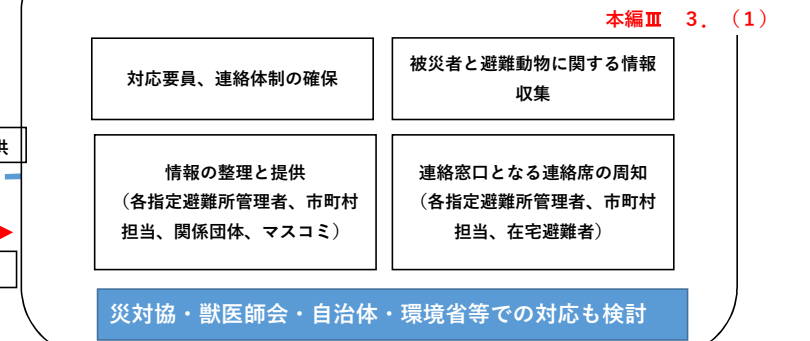


家が危険ではない場合に自宅で飼養（在宅避難中であることを表示する）

避難所のスターターキットに含めるとよい

ペットに関する相談窓口の設置と運営

本編Ⅲ 3. (1)

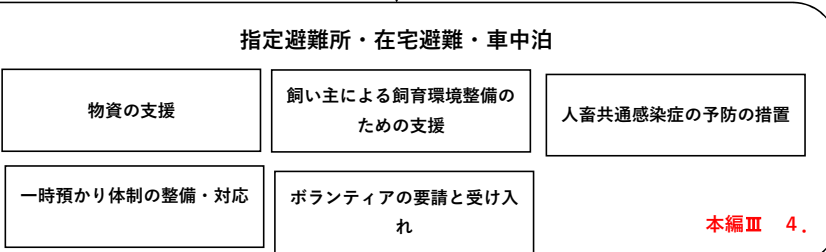


飼い主への支援

本編Ⅲ 4.

指定避難所におけるペットの飼養マナーの遵守と健康管理

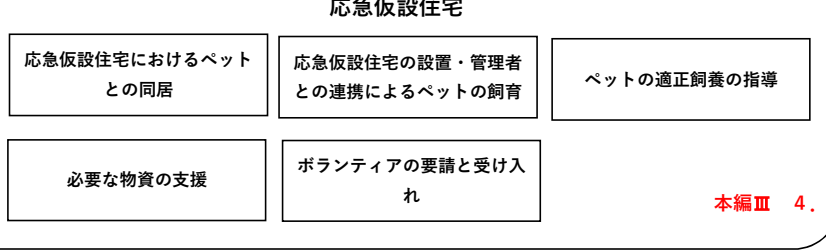
本編Ⅱ 2. (4)



本編Ⅲ 4.

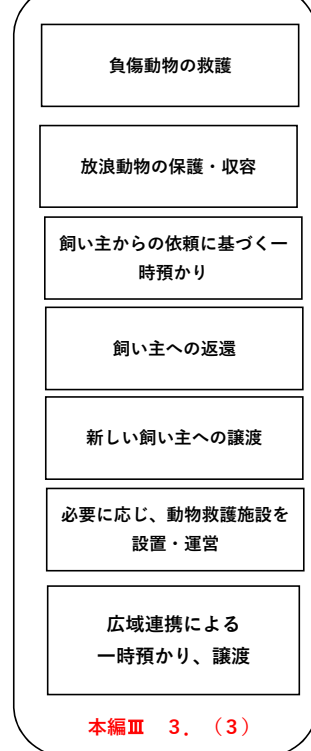
応急仮設住宅におけるペットの飼養マナーの遵守と健康管理

本編Ⅱ 2. (4)



本編Ⅲ 4.

仮設住宅



本編Ⅲ 3. (3)

注1 原則は飼い主の安全を確保した上での同行避難。外出中で離れている場合やペットが逃げだして見つからない等、同行が困難な場合には、飼い主の避難を優先する。逃げ出して保護が必要なペットについての相談は「ペットに関する相談窓口」。

注2 避難の形態は、災害の種類や地域の状況により大きく異なる。避難所利用、車中泊、テント泊等が考えられるが、それぞれペットとの同居または別居となる。別居の場合には、いずれの避難形態であっても、ペットの預け先の確保が必要となる。

注3 自治体は、現地動物救護本部設置の有無に関わらず、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、現地動物救護本部を設置した場合には、自治体は各構成団体と連携して活動する。

注4 連携協定締結結果は、現地動物救護本部の依頼を受けて、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、発災初期の現地動物救護本部の設置が難しいと判断された場合には、外部動物救護本部を立ち上げ、被災地の現地救護本部体制が整うまで統括本部として活動する。